

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	福岡県大川市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成28年6月24日付けで認定しない旨の原処分をし、再調査の請求をしたものの、平成29年7月11日付けで再調査請求が棄却されたため、同年8月9日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人の親族には漁業関係者はおらず、同居の親族はもとより、居住していた地区には被認定者はいないこと、請求人が有機水銀に汚染した魚介類を多食したとまではいえないことなどから、水俣病を発症し得る相当程度の有機水銀に対するばく露があったとはいえない。</p> <p>請求人は、上下肢のしびれなどを訴えるが、検診における所見は神経学的に整合性がとれないもので、その正確さには疑問が残り、水俣病による感覚障害と診断することはできない。また、水俣病による運動失調はないと考えられ、平衡機能障害もない。ゴールドマン視野計による視野検査では求心性視野狭窄はなく、中枢性眼球運動障害もない。高音域での聴力低下が見られるものの、語音聴力は無歪が正常範囲であり、聴力疲労現象は右が陽性で左が陰性であるから、水俣病に見られる後迷路性難聴はない。したがって、請求人が水俣病にかかったとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
2	熊本県知事	千葉県八千代市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、水俣病に患した旨の認定を求めたが、処分庁が、平成30年4月24日付けで認定しない旨の原処分をしたため、同年5月7日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人の親族に漁業関係者はおらず、請求人が母胎にあった期間に両親が水俣病多発地域に居住していたものの、その期間に母親が汚染された魚介類を多食したとまではいえず、請求人が出生後も汚染された魚介類を多食したとは認められないこと、同居の親族には水俣病被認定者はおらず水俣病を疑わせる症候を呈する親族も見当たらないことを総合考慮すると、請求人について、水俣病を発症する可能性のある程度の濃厚なメチル水銀に対するばく露があったとは認められない。</p> <p>請求人は、脳及び心臓に先天性の奇形があるとともに、てんかん、心臓弁膜症等に患したこと等が、母胎にあった時期に母が食した魚介類を通じて水俣病に患したことによるのではない旨述べるが、請求人には知的障害も運動障害もなく、小児水俣病における疫学条件には該当せず、感覚障害、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害のいずれもなく水俣病の症候は認められないこと等から、てんかんは水俣病に関連するものとは考えられず、ふらつき、パニック障害、睡眠障害及び頭痛等についても、発症時期や治療により改善したこと等から水俣病とは無関係と認められ、心臓疾患は水俣病に起因する症候ではなく、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
3	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成30年8月29日付けで認定しない旨の原処分をし、再調査の請求をしたものの、平成31年1月18日付けで再調査請求が棄却されたため、同年2月6日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人の母親や同居していた母方の親族にも漁業関係者はおらず、母親の毛髪総水銀濃度や臍帯メチル水銀濃度は不詳であり、母親は被害者手帳を所持しているものの、同居の親族に被認定者はいない上、請求人が有機水銀に汚染した魚介類を多食したとまではいえないから、母親の妊娠していた時期を含め、水俣病を発症し得る相当程度の有機水銀に対するばく露があったとはいえない。</p> <p>請求人には、軽度の知的障害が見られ、その原因は不明であるが、上記のとおり、母親の毛髪総水銀濃度や臍帯メチル水銀濃度は不詳であって、子供の頃には運動障害もなかったから、水俣病によるものとは考えにくい。請求人は上下肢のしびれなどを訴えるところ、ばく露があったとされる時期から約25年以上も経過している上、痛覚が全身で鈍麻しているが、触覚、振動覚などの他の体性感覚には特に異常はないから、水俣病に見られる感覚障害とは異なる。また、一貫した運動失調、平衡機能障害はなく、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性難聴もない。したがって、請求人が水俣病にかかったとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（大気系疾病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
4	大阪市長	三重県鈴鹿市の女性	気管支ぜん息 障害補償費の支給の打切り	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が気管支ぜん息にかかった旨の認定を受け、障害等級を3級として障害補償費の支給を受けていたが、処分庁が令和3年の定期診査において12月14日付けで障害補償費の支給を打ち切る旨の処分をしたため、同月28日付けで再調査の請求をしたものの、令和4年5月24日付けで再調査請求が棄却されたことから、同年6月30日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>症状及び検査所見は、既に令和2年の診査時においてすべて3級相当には達しないものであり、令和3年の診査時においても同様にすべて3級相当には達しないものであるから、請求人の上記症状は一時的なものではない。管理区分は、本人がぜん息発作がでると訴えたことから、令和3年の診査時には、3級相当とされているが、実際には、主治医から加療の指導および禁煙指導をしているにもかかわらず、令和2年まで喫煙を継続し、年に1回しか受診しておらず、定期的な処方もされていない。これに加え、経皮的動脈血酸素飽和濃度測定ではSpO₂は98.0%であり、胸部レントゲン検査でも異常はなく、当審査会の画像診断でも、異常所見はないことなどを総合的に判断すると、請求人の障害の程度は、障害補償費の支給がされる最も軽度である3級相当の基準に達しないものと認められる。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
5	独立行政法人環境再生保全機構	長野県安曇野市の女性	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、中皮腫にかかったとの認定を申請したところ、処分庁が令和3年8月5日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年10月6日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>石綿健康被害救済制度における中皮腫とは、漿膜表面に存在する中皮細胞に由来する悪性腫瘍であるところ、請求人が中皮細胞に由来する腫瘍に該当することは認められたものの、当審査会の病理診断では、増殖している腫瘍細胞に異型はなく、間質への浸潤もなく、提出された病理組織標本からは悪性所見は認められず、請求人が処分庁に提出した病理特殊検査報告書にも「核異型が細胞分裂は目立たず、浸潤もみられません。」との所見が記載されており、請求人が、悪性腫瘍としての中皮腫に罹患していたものではないことは明らかである。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
6	独立行政法人環境再生保全機構	横浜市の女性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、亡父が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に起因して死亡したとして特別遺族弔慰金等の支給を請求したところ、処分庁が令和4年1月11日付けで当該支給を受ける権利を認定しない旨の処分をしたため、同月20日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>亡父の職業歴から大量の石綿ばく露の可能性はありと考えられたが、当審査会の画像診断では、慢性間質性肺炎は認められたが、小葉中心性病変や胸膜下曲線状陰影は見られず、石綿肺を積極的に示唆する所見はなく、分類不能型の特発性肺線維症あるいは膠原病肺の可能性はある。</p> <p>呼吸機能検査では、拘束性障害はあるものの、著しい呼吸機能障害は認められない。</p> <p>亡父が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に起因して死亡したとは認められない。</p> <p>よって原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
7	独立行政法人 環境再生保全 機構	兵庫県宝 塚市の女 性	肺がん 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、亡夫（申請中死亡者）が石綿を吸入することにより指定疾病（肺がん）にかかった旨の認定を受けることができる者であった旨の決定を申請したが、処分庁が令和4年3月31日付けで決定しない旨の処分（原処分）をしたため、同年6月10日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会における病理組織診断の結果は、原発性肺癌（充実型腺癌）、画像診断の結果は、右上葉原発性肺腺癌であり、原発性肺がんにかかっていたと判断できる。</p> <p>しかし、画像診断において、胸膜ブランクやじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、提出された医学的資料における肺内石綿小体及び石綿繊維の計測結果は基準値に達しておらず、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったことを確認できる医学的資料は見当たらない。</p> <p>したがって、石綿を吸入することにより肺がんにかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
8	独立行政法人 環境再生保全 機構	兵庫県三 木市の男 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺）にかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和4年8月3日付けで認定しない旨の処分（原処分）をしたため、同年8月10日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会における画像診断によれば、両側胸膜に一部石灰化を伴う胸膜ブランクが見られ、両側肺野に喫煙関連肺疾患である肺気腫が見られ、左下葉に癒痕巣が見られるが、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、画像所見から石綿肺と判定することはできない。</p> <p>呼吸機能検査報告書によれば、パーセント肺活量や1秒率の数値は基準を満たしておらず、呼吸機能検査結果から著しい呼吸機能障害があると判定することはできない。</p> <p>したがって、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>